

竹原市民生都市建設委員会

令和7年6月20日開会

(付託議案)

- 1 議案第34号 竹原市公共下水道条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第35号 竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

(その他)

- 1 令和6年所得税・住民税定額減税補足給付金（不足額給付）について（地域支えあい推進課）
- 2 地域生活課題に関する実態調査結果について（地域支えあい推進課）
- 3 こども園調理業務及び放課後児童クラブ運営業務の民間委託について（健康こども未来課）
- 4 閉会中の継続審査の申出について

(令和7年6月20日)

出席委員

氏 名	出 欠
下 垣 内 和 春	出 席
今 田 佳 男	出 席
宇 野 武 則	出 席
吉 田 基	出 席
山 元 経 穂	出 席
蕎 麦 田 俊 夫	出 席
平 井 明 道	出 席

委員外議員出席者

氏 名
松 本 進
道 法 知 江
大 川 弘 雄
堀 越 賢 二
高 重 洋 介
村 上 ま ゆ 子

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹 原 章 弘

議会事務局主任主事 藤 原 侑 亮

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
市 民 福 祉 部 長	森 重 美 紀
建 設 部 長	岡 崎 太 一
健 康 こ ど も 未 来 課 長	住 田 昭 徳
地 域 支 え あ い 推 進 課 長	広 近 撰
下 水 道 課 長	藤 本 嗣 正

午前9時56分 開会

○委員長（下垣内和春君） 皆さん、おはようございます。

開会前に委員長から一言申し上げます。発言にあたっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用し、発言していただきますようよろしくお願いいたします。

議事の進行ですが、議案ごとに詳細にわたる一問一答による質疑を行った後に、委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開あるいは終結を決定し、質疑が終結いたしましたら、個別討論、個別表決と考えております。以上の進行方法により、会議を進めて参りますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和7年第2回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

○副市長（新谷昭夫君） おはようございます。

本日は、令和7年第2回定例会に提案させていただいております議案のうち、議案第34号他1議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

慎重な御審議のほどよろしくお願い申し上げます

○委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けて参ります。審査の都合上、審査の順序につきましては、お手元の付託議案審査順序表の順に行って参りたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） 異議なしと認め、そのように執り行います。なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいても結構です。

それでは、まず、議案第35号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。提案者の説明を求めます。

健康こども未来課長。

○健康こども未来課長（住田昭徳君） おはようございます。

それでは、議案第35号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明をさせていただきます。

1の提案の要旨でございます。議案参考資料59ページをお開きいただければと思います。1番の提案の要旨でございます。子ども・子育て支援法の一部が改正され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改められたことに伴い、必要な規定を整備するものでございます。

2の改正の内容でございます。まず、1点目といたしまして、特定地域型保育事業者及び家庭的保育事業者等による保育内容支援及び代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合であって、一定の要件を満たすときは連携施設の確保を不要とする。2点目、特定地域型保育事業者及び家庭的保育事業者等が連携協力を行うべき施設を確保しないことができる経過措置の期間を5年間延長する。3点目、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、栄養指導を行うものに管理栄養士を追加する。この3点でございます。

3番、施行期日でございます。公布の日。

4番、根拠法令、子ども・子育て支援法第46条及び児童福祉法第34条の16となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより、質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、ここで説明員を入れ替えます。説明員の

方は退席していただいて結構です。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時04分 再開

○委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

議案第34号竹原市公共下水道事業の一部を改正する条例案を議題とします。提案者の説明を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（藤本嗣正君） それでは、議案第34号竹原市公共下水道条例の一部を改正する条例案について説明をします。議案書は57ページ、議案参考資料につきましても、同じく57ページとなっております。それでは、議案参考資料により説明をさせていただきますと思います。

1の提案の要旨でございますが、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた工事店であっても、排水設備等の新設等の工事を実施できるようにするものでございます。

改正の背景といたしましては、令和6年1月の能登半島地震では、現地の排水設備が多く壊れたにもかかわらず、指定工事店自身も被災してしまい、工事を行うことができる指定工事店が不足したことにより復旧が大きく遅れ、水の使用が長期間できないという事態が発生しました。その点を踏まえまして、被災地での排水設備等の工事が円滑に実施されるよう、国から標準下水道条例について改正が行われ、本市においても合わせて改正するものでございます。

次の改正の内容でございますが、災害その他非常の場合において、市長が指定した排水設備指定工事店の確保が困難であり、必要があると認められるときは、他の市町村長の指定を受けた排水設備指定工事店に排水設備等の新設等の工事を行わせることができる措置を講じるものであり、竹原市公共下水道条例第9条第1項を改正し、第2項を追加するものでございます。

施行期日については公布の日からでございます。

以上について、説明を終わります。

○委員長（下垣内和春君）　ありがとうございます。

これより、質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

宇野委員。

○委員（宇野武則君）　私はずっと昔から、市内業者をやっぱり育成しておかないと、ここを変えても意味がないのだが。とにかく、お互いに技術の向上を図るためにも、やはりできるだけ市内業者を指名すると。それから、いつも言っているように機械関係でも今、市外の業者に発注して、市内業者が下請けのような格好になっている部分もある。そうではないしに、私は建設委員長、水道、下水だけは2回やっているんですが、とにかくもう思い切って、市内業者に発注するようにやかましく言って、当時経験がないような工事もやっていただきましたし、すべて市内業者が受注して、機械関係の業者に下請けしてもらうと。そうすることによって、両方の技術が向上するんですね。だから、そういうことをしっかり思い切って、育成という意味で技術を高めておかないと、これから、どのような災害くるかわからないので。全国で今、下水の問題が大きく取り上げておられますが、広島県もかなり調査をしておられるようなふうですが、うちは共同溝のようなものはないので、大体垂心堀なんか、雨水はそれでいいわけですが、とにかく、丸投げのような形でなしに、やっぱり行政の監督者が現場に行って、必ず現場の監督員も配置して、そうしないと、もう受注はしたが、よそへ丸投げではやっぱり意味がないわけですからね。そこらを徹底してやってもらうようにお願いしておきます。

○委員長（下垣内和春君）　下水道課長。

○下水道課長（藤本嗣正君）　今回の改正につきましては、市内の工事といいますか、宅内の排水設備の工事の改正になりますので、基本的には市内の業者で賄えない場合において、特例で市外とか市外の指定工事店様に依頼をするというような形になります。市内の方に関しましては、引き続き県内で統一試験をやっていただいて、合格した業者さんが登録されるという制度になっておりますので、今も市内業者さんでも何社かですね、そういう試験を受けておられますので、そこら辺で技術力のほうは確保しながら、市内の業者さ

んも増やしながら、頑張っていきたいと思います。

○委員長（下垣内和春君） 宇野委員。

○委員（宇野武則君） 今は業者の数といたら、土木と水道なんですね、一番多いのが。それでも、一時期から言うとは半分以下になっておりますのでね。これ以上、減っちゃいかんし、こういう改正によって、やっぱり業者を育成できるわけだから、いろいろな面で。おたくのほうの頭を切り換えないとね。私は現場にしょっちゅう行きますから、工事の状況を見ながら。だから、やっぱり市内業者が従業員も含めて、いろいろな技術の向上を図っていくと。下水のいろいろな問題に対応できるような業者を育成しておかないといけないということよ。数が絶対量が足らないのだから。何かあった場合には困るわけだからね。2千軒ぐらいはいろいろ下水道に接続しているでしょう。いろんな問題に影響があるのだから。私は雨水のところ、ポンプ場でもしょっちゅう言ったように、道路を歩いていて、ガーガー音がしていても誰も知らないふりをしているし。そういうものはね、私はものすごい気になるのよ。あれ、油が切れているのかなと思ったり、どこか詰まっているのかなというような、相当大的な音がしていた、当分ね。油が切れたら、やっぱり機械も摩耗するからね。だから、いろんな面でね、やっぱり職員がどのようなことでも対応できるようにしておかないと、こういうものやっても、やっぱりそういうことの基本がしっかりしておかないと価値がないのよ。私はこの前そこに行ったら、古いおじさんもおったが、まだおるのかと言ったのだが、私よりも上ではないのかな。それだから、やっぱりいろいろなことを変えていかないとならない問題もあるし、下水は地下で目に見えないから、そこをよく気をつけてから、とにかく職員がやっぱりいろんな知識を持つということが大事なのよ。そうしておかないと、いろいろな問題、どのようなことが起きるかわからない。それに即対応できるような体制を日頃から組んでおかないと、うちも何年、30年ぐらいになるのかな、下水をやり出して、古いところは雨水がそうだろう。そういうことで1つお願いしておきます。

○委員長（下垣内和春君） 下水道課長。

○下水道課長（藤本嗣正君） ご意見、ありがとうございます。今の排水設備におきましては、市内では一応28業者ほど指定をしております、いろんなところでも対応してい

ただいております。また、市外でも72業者ほど、合計100業者、竹原市では指定をしております。引き続き、そういう業者さんのスキルアップも含めて頑張っていきたいと思っております。

また、本市の下水道課の職員もいろんな現場に行って、知識を向上するように図っていききたいと思います。

○委員長（下垣内和春君） 他に質疑ございますか。

吉田委員。

○委員（吉田 基君） 八潮市、埼玉県の陥没があったでしょう。竹原はそういうところがあるのかないかわからないけど、予想というのか、危険箇所、そういうのはあるのか。

○委員長（下垣内和春君） 下水道課長。

○下水道課長（藤本嗣正君） 今の八潮市の関係で、国のほうから調査が来ております。今、調査項目として挙がっていますのが、平成6年以前で2,000ミリ、2メートルの口径のものがあるかどうかということで照会がかかっています。本市においては約40メートルほどの区間において、その対象になる路線があります。そちらにつきましても、国のほうからですね、今、予備費で予算がついて、調査をなさйтеということですので、また調査をして対応していきたいと。

○委員（吉田 基君） 40メートルはどこよ。

○下水道課長（藤本嗣正君） 40メートルはですね、こちらの市役所の前を出たところの公園がありますよね。T字の交差点のところの中に雨水管が2,000ミリが入っていますけど、はい。

○委員（吉田 基君） 大手がやった。

○下水道課長（藤本嗣正君） 昔の都市下水道において、昭和50年代ぐらいにやっている管渠があるんですが、それが対象に。

○委員長（下垣内和春君） 吉田委員。

○委員（吉田 基君） まだ、その下水管が生きているのですか。

○委員長（下垣内和春君） 下水道課長。

○下水道課長（藤本嗣正君） 使っております。

○委員長（下垣内和春君） 吉田委員。

○委員（吉田 基君） チェックというのは、要するにどういう、中を見るのにレントゲンではないけど、内視鏡みたいなものを入れてやるのか。

○委員長（下垣内和春君） 下水道課長。

○下水道課長（藤本嗣正君） 調査方法についてはいろいろありまして、人が入るとかで、またカメラとか、管内のドローンとかという手法がいろいろありますので、その状況に応じてさせていただくと。また、人が入る場合はどうしても硫化水素、有毒ガスとかあります。そういうのが発生していないような関係での対応になると思います。今、それをちょっと選定している最中でございます。

○委員長（下垣内和春君） 吉田委員。

○委員（吉田 基君） ついでに、硫化水素が充満している状態だったら、あれ除去するのはどうやってやるの。

○委員長（下垣内和春君） 下水道課長。

○下水道課長（藤本嗣正君） 硫化水素の除去につきましては、基本的にはですね、送風機、上からですね、空気を送り込んで、逃がしていきますので、それを確認する濃度計というのがありますので、溶存酸素とか、硫化水素、それを測りまして、一定の基準をクリアした時点でしか入れないというような形になっております。

○委員長（下垣内和春君） 吉田委員。

○委員（吉田 基君） 下水道管ももうやってから、かなりの年数が経過している。これから更新、更新で水道管なんか、県の水道になっているけど、全然更新を相変わらずやってないみたいだけど。大体、20年から30年スパンでどの公共下水道も交換、布設替していくわけでしょ。それは今、竹原市の場合、そういう布設替の計画、まだ全部やってないところもいっぱいある中で、もう次々そういう課題が出てくるのだけど、それはひとえに公共下水道全体の事業が遅々としてローリングをかけて進めていないというふうに私が認識しているのですが、そこらは全体的にとらえて、下水道の担当部局として、そういう問題をどうしていくかという、これちょっと関連しているから、これと別に関係ないかもわからないけど、そういうことが気になっているのですが、その点についてどうい

考えを持っておるか、お聞きしておきます。

○委員長（下垣内和春君） 下水道課長。

○下水道課長（藤本嗣正君） 管渠の更新につきましてでございます。管渠の更新、基本的には管渠コンクリート関係は一応50年が基本耐用年数と。処分ができる年数になっております。今、公共下水道をやり出しまして約25から30年、ものによって違いますが、ということで、まだ当面更新というのではなくて、まずは今、規模を縮小した区域の早期完成を目指していくというような形を考えております。

国のほうでは、もう大都市に関しましては、もうそういう50年が来ていますので、更新ということでどんどんいろいろな手法とかを用いて検討はされていますが、まだ本市としてはちょっとそこまではまだ検討はしておりません。

○委員長（下垣内和春君） 吉田委員。

○委員（吉田 基君） 40メートルあるのだろう、2メートルのやつが。その公園の、創建に無償貸与した。公園の下に入っているのかね。

○委員長（下垣内和春君） 下水道課長。

○下水道課長（藤本嗣正君） 公園の下にも入っていますし、国道にも一部入っているというような形の管渠になります。

○委員長（下垣内和春君） 吉田委員。

○委員（吉田 基君） 古いのはどのくらいあるの。40メートルあるというのが古いのだろう。平成6年以前のやつというのだから。

○委員長（下垣内和春君） 下水道課長。

○下水道課長（藤本嗣正君） すみません。ちょっと資料を持ち合わせてはないのですが、約1キロ程度はあると思います。2,000を超えないものでもですね、合わせたら、はい。都市下水としてやっているのは。

○委員長（下垣内和春君） 吉田委員。

○委員（吉田 基君） かなりあるよね。全体の規模を縮小して、なかなか町並み伝統建造物群のところなんかはなかなかやってないけど、もうとっくにできていないといけなはずだけど、ああいうのはね。どうしてかよくわからないけどね、やってないというのが。

だから、そういう古いのとか新しいのというので、全体的にきちっと計画を作らないといけないのじゃないかね。我々に示して安心させてくださいよ。やっぱり、公共下水道をやり始めてから、もう先生、何年ぐらい、8年ぐらいから供用開始したのですかね。18年か、供用開始が。それで8が覚えている。

○委員長（下垣内和春君） 下水道課長。

○下水道課長（藤本嗣正君） その点を踏まえまして、先月、経営戦略というもので、今後10年の見通しということで、今言われました面整備、雨水の整備、長寿命化のためのストックマネジメント計画で、災害のときの耐水化計画というものを一応作らせてもらって今、対応するようにしております。

○委員長（下垣内和春君） 他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、それでは、ここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。説明員は退席願います。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

○委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

それでは委員間討議を始めます。まず、第117条第1項の規定による委員外議員の出席または第2項の規定による委員外議員の発言について、要求のある方は申し出を願います。

ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） 申し出がありませんので、付託議案についての委員間討議を始めます。これまでの質疑、答弁を踏まえ、各議案に対する意見、質疑、疑問点、追加の質疑の必要性等発言がありましたら、挙手の上お願いいたします。

追加の質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） なしと認めます。

以上をもって、本委員会の付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前１０時２３分 休憩

午前１０時２４分 再開

○委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

これより、本委員会への付託議案について、順次討論、採決に入ります。なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順に執り行なって参ります。

まず、議案第３４号竹原市公共下水道条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） これをもって、討論を終結いたします。これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（下垣内和春君） 御着席ください。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第３５号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び竹原市家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） これをもって、討論を終結いたします。これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（下垣内和春君） 御着席ください。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は、すべて議了いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま議決しました本委員会への付託議案に対する委員会報告につきましては、本日の議決結果を報告することとします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任をいただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。また、併せて議決事件の字句等の読み違いにつきましては、後刻委員長において調整いたしますので、御了承願います。

その他の事項に入ります。説明員は退席していただいて結構です。暫時休憩いたします。

午前１０時２７分 休憩

午前１０時２８分 再開

○委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

市民福祉部から報告が３件ありますので、これを受けたいと思います。市民福祉部長の発言を許可します。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 委員会終了後、またお時間をとっていただきまして、ありがとうございます。市民福祉部から地域支えあい推進課から２件、健康こども未来課から１件、報告をさせていただきます。それでは、担当課より報告をいたします。

○委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

それでは、担当課から説明を求めます。

地域支えあい推進課長。

○地域支えあい推進課長（広近 摂君） 地域支えあい推進課からは報告が２件あります。

１点目ですが、令和６年所得税・住民税定額減税補足給付金、不足額給付についてご説明申し上げます。民生都市建設委員会資料のほうにてご説明いたします。１ページ目をお開きください。令和６年所得税・住民税定額減税補足給付金、いわゆる不足額給付についてでございます。この給付金につきましては、６月の定例会で補正予算として計上はさせていただいております。説明のほうに移ります。

1、概要についてです。デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、当初調整給付額を給付したもののうち、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じたものに不足分の給付を行うというものでございます。下の括弧に書いてあるのですが、当初調整給付額についてですが、令和6年度において、令和5年所得等をもとにした推計額を令和6年分推計所得税額として算定し、減税対象人数1人につき所得税分3万円、住民税所得割額分1万円の合計4万円の定額減税が実施されました。当初調整給付金額は定額減税額が全額減税し切れないと見込まれたものに対して、当該減税しきれない額を調整給付額として、令和6年10月から12月にかけて支給した額のことでございます。

2の内容についてです。（1）対象者ですが、対象者については、今回の給付金は個人単位でお支払いいたします。対象となる方は、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じたものになります。当初調整給付額は令和6年分推計所得税額を令和5年所得等をもとに算定して調整給付金として支給しました。令和6年分の所得税額が確定したことから、給付を受ける額と当初調整給付額の差額が生じた方へお支払いするものとなっております。具体例としまして、下の点線の枠で囲ってあるところをお示ししておりますが、例の1つとしては、令和6年の途中で退職された方や子どもの出生など扶養親族等が増加した方や、令和6年8月13日以降に税額の修正、更正が生じた方などが対象となります。（2）の不足額給付の額についてでございますが、次の1と2を合算した額となります。合算額は1万円単位に切り上げた額から当初調整給付額万円単位を引いた額となります。①としまして、所得税分控除不足額としまして、所得税分定額減税可能額から令和6年分の所得税額を引いた額となります。②としまして、個人住民税分控除不足額というところは、個人住民税定額減税可能額から令和6年度個人住民税所得割額を引いた額となっております。この1と2を合算した額から当初調整給付額を引いた額が給付の額となっております。（3）事務処理基準日ですが、これは令和7年8月12日といたします。ただし、給付の給付実施主体は、個人住民税の課税期日であります令和7年1月1日に住民票がある市町村が行うこととなっております。2ページ目のほうに移らせていただきます。（4）財源でござい

ますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、10分の10、全額国庫負担となっております。

3の支給見込額ですが、対象経費として合計4,407万7,000円となっております。内訳でございますが、事務費としては537万7,000円、給付額が3,870万円、この給付額に対して、見込んでいる対象人数は1,484名となっております。この予算額は先ほどご説明させていただきましたが、6月の定例会に補正予算として計上させていただいております。

4のスケジュールでございます。（1）としまして、令和7年7月下旬から8月中旬にかけてシステム改修を実施する予定となっております。事務処理基準日であります令和7年8月12日以降、税務課にて課税情報等を抽出し、対象者及び不足額給付額を算定する予定となっております。令和7年9月上旬に地域支えあい推進課にて給付金対象者に通知を発出する予定としております。令和7年9月下旬に振込口座変更等の変更内容の確認期間を経て、対象者への口座へ振り込む予定としております。なお、給付金の広報につきましては、市ホームページ及び広報9月号に掲載するなど、周知に努めて参りたいと思います。

令和6年所得税・個人住民税定額減税補足給付額についての説明は以上となります。

○委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、次の報告に移ります。担当課から説明を求めます。

地域支えあい推進課長。

○地域支えあい推進課長（広近 摂君） 地域支えあい推進課から2点目のご報告をさせていただきます。地域生活課題に関する実態調査とヤングケアラーに関する実態調査の報告となります。

昨年、令和6年12月から1月に実施しました調査結果について、パワーポイントの資料のほうにてご説明させていただきます。今回の調査は、竹原市内に居住する社会的孤独

孤立の状態にある人とその世帯に関する実態を把握し、今後の施策を検討する上での参考にするために実施したものでございます。また、ヤングケアラーに関する実態調査も潜在しているヤングケアラーの実態を把握し、教育委員会と共有するとともに、必要な支援につなげる対応策に取り組むことを目的として実施したものでございます。

2 ページ目をお開きください。調査結果の概要となっております。調査期間は令和6年12月から1月に実施いたしました。地域生活課題に関する実態調査につきましては、市役所の職員を含む市内の福祉専門職65人、65件と市内の地区社会福祉協議会役員391人に調査をお願いいたしました。また、ヤングケアラーに関する実態調査については、市内の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校、計13校に依頼しました。各調査の回収数及び回収率ですが、地域生活課題に関する実態調査については専門職から52件で回収率80%、地区社会福祉協議会役員に関しましては232件、59.3%の回収数及び回収率となっております。ヤングケアラーに関する実態調査につきましては、市内13校全部から回答が返っております。

次に、3 ページのほうで説明いたします。調査結果の左側のほうのですね、対象となる人や世帯の把握についてですが、社会的孤立・孤独の状態にある人がいるという回答が全体では28.9%というふうになっております。その中で、内訳としまして、社会的孤立・孤独の状態にある人がいると回答した福祉専門職の方は65.4%、地区社会福祉協議会役員の方は20.7%という回答になりました。このことから、地域において対象となる人や世帯を把握している方が一定数いらっしゃる一方で、わからないとか、なしと回答している方も多く、実態把握の難しさが示されました。右側の対象となる人や世帯の状態についてです。対象となる人や世帯の状態については、一人暮らしの高齢者や障害者、高齢者のみ世帯あるいは障害者のみ世帯、ひきこもりの人や世帯、複雑、複合的な支援課題のある世帯など、周囲との繋がりが弱い世帯で多くなっております。これらの背景には、高齢化に伴い、社会的交流の機会が減少しているということも推測されました。

4 ページのほうの資料に移ります。左側のほうなのですが、対応に苦慮していることについての結果です。これらの調査結果から対応に苦慮していることとして、当事者の孤立・孤独の状態が長期化していること、当事者が抱えている悩みや課題が複雑・複合化し

ていること、当事者意識が希薄なことなどが挙げられます。また、状態の長期化の要因といたしましては、当事者が支援を望まない場合や世帯状況が十分に把握できていないこと、また、すぐに対応できる支援制度や支援施策がないと判断されているなどという回答がありました。このことから、右側の社会的な孤立・孤独の状態にあると思う人への支援のためにどのような対策が必要ですか、また、どのような支援策を強化すべきだと考えますかという質問に対しまして、早期発見、早期対応と回答しておられた方が全体で72.5%と示されました。続いて、そのうち福祉専門職からは寄り添い支援をしている人という回答が多く、地区社会福祉協議会役員からは地域や近隣住民の理解という回答が多い結果となりました。

続いて、5ページのほうに移らせていただきます。ヤングケアラーに関する調査の結果ですが、市内13校に調査した結果、ヤングケアラーに該当する児童や生徒がいると回答した学校は3校ありました。今後、ヤングケアラーの支援のための強化が必要だと思われることは何ですかという質問に対して、ヤングケアラーの悩みに寄り添い支援をしてくれる人、家庭環境への働きかけとしてケアを必要とする人への支援という複数回答可能という設定で、いずれも76.9%の回答がございました。また、ヤングケアラーの早期発見、ヤングケアラーへの直接的支援としましては、ケアが必要な人への家事や介護などが必要なサービスへつなげるや話し相手になるなどの支援が必要という回答もございました。

6ページに移ります。これらの調査結果を踏まえて、今後の支援の方向性については、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制を構築するために、令和6年度から取り組んでいます地域まるごと支え合い体制づくり事業を改善し、充実強化を図って参りたいと考えております。その中の5点、方向性として5点挙げさせていただきます。1つ目としまして、相談窓口の充実強化。これは、令和6年4月から市役所庁内にまるごと福祉相談窓口を開設し、生活困窮者自立相談支援と一体的に包括的な相談支援体制を整えて参りました。今後もパンフレット等による周知やSNSを活用した相談の検討など、一層の充実強化を図って参りたいと考えております。2点目ですが、日常的な関わりの推進としまして、近隣の住民による日々の挨拶や声かけを続けながら、信頼関係を構築し、孤独・孤立に対する理解を深めるための住民向けの研修や意識啓発などの実施を

検討して参りたいと考えております。3点目ですが、地域ごとの連携、地域づくりの仕組み化についてですが、地域生活課題の解決に向けた支援の課題について取り組み、自治会や地区社会福祉協議会、協働のまちづくり協議会等とチームで推進できるように検討し、ヤングケアラーや不登校児童生徒へのアプローチとしまして、福祉と教育の連携協働の場の1つであります竹原まるっこ会議を活用し、個別支援の仕組みを図って参りたいと考えております。4点目ですが、居場所・交流の場づくりとニーズの多様化に伴う拡充ですが、当事者本人や家族のニーズに応じた居場所づくりについて、社会福祉協議会など関係機関と協働して、個々のニーズや住民の得意分野とのきめ細やかなマッチングにより、実施に努めて参りたいと考えております。5点目ですが、福祉以外の分野での連携協議ですが、地域住民の生活を支えるためには、福祉分野以外の様々な分野の関係者と連携、協働していく必要があります。防災やまちづくり部署とも連携をしていき、地域住民、専門職、行政による官民協働のプラットフォームであります竹原まるごと会議で推進方策を確認しながら取り組んで参りたいと考えております。

地域生活課題に関する実態調査及びヤングケアラーに関する実態調査についての調査結果のご報告は以上となります。

○委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して質疑ありませんか。

吉田委員。

○委員（吉田 基君） 調査の方法なんですけど、これ、見方がちょっと私もどういうふうに内容を把握しているのかわかりませんが、小中学校の義務教育のこの13件。調査数が13件、これはこういうヤングケアラーという実態、いわゆる子どもさんが家庭の家事とかいろいろなものについて、普通の通常の家事手伝いを逸脱して、大変な過重負荷がかかって、子どもの健全な育成が阻害されるような状態を1つの線引きとしてとらえた場合ね、竹原市だけの問題ではなくて、全国的な課題と言いますか、最近の世相の。我々の頃は子どものとき、家の手伝いをするのは至極当然で、小学校5年とか、もう4年ぐらいになると、実際に家の手伝いをするのはもう家庭の中における戦力の1人という位置付けで、そういうことを頑張れば頑張るほど、親からご褒美として映画を見に行けたりですね、

そういうこともあったというのを思い出すのですけど。

それで竹原が、これがヤングケアラーの課題というか、問題というのか、そういうことが他市と比べて、いろんなデータが出ていると思うのですよね。そういうものを基準にしていく中で、努力目標というか、これ、潜在的になる可能性が多分にあると思うのよね。子どもも言わないし、親も言わない。だから、地域とか、いろんな角度で福祉の関係でそれをキャッチしながら改善していきましょうということなのではと思うんですけど、そこらはどのように考えておられるか。具体的なものがやっぱり把握はしにくいけど、担当者のほうにはそういうデータがいっぱい来ているのじゃないかと思うのですけど、教えてやってください。

○委員長（下垣内和春君） 地域支えあい推進課長。

○地域支えあい推進課長（広近 摂君） 今回のヤングケアラーの実態調査につきましては、いろいろとそれぞれの市町が何を目標に答えを出したいのかっていうのもあるのですけれど、今回行いました調査については、例えばヤングケアラーに該当するのではないかとと思われる状態、その生徒、児童の状態は、例えば部活をしていないとか、欠席が多いとか遅刻が多いとか、学力が低下しているとか、生活リズムが整っていないとかっていうところでどうですかっていう、そういうふうな該当がある児童や生徒がいらっしゃいますかというような質問に対してはさせていただいたんですけど、庁舎内にまると福祉相談窓口ができて、教育委員会の学校教育アドバイザーの先生がやはり学校のほうとかにも訪問しておりまして、学校と連携でこういう方がいるんだけどっていう相談を受けられましたら、そのまると福祉相談窓口のほうにも相談に来ておりまして、どのような状態でどのような支援がいるかっていう話は個別に対応はさせていただいております。ただ、その関係がどんどん増えていることもあって、情報提供で終わる場合もありますし、その場合に個別で支援が必要だと、教育委員会と連携して必要だという案件に関しまして、今年の3月から竹原まるっこ会議という会議を設立しまして、教育委員会と福祉とですね、こどものほうも併せて関係者が集まって支援会議を行い、支援に取り組んでいるところでございます。

○委員長（下垣内和春君） 吉田委員。

○委員（吉田 基君） 具体的な指針という、こう書いてあることはよくわかるのですよ。なるほどねという。もう何年も前にね、議会でもこのヤングケアラーについて質問があったり、いろいろしているけど、やっぱりこう、実態をきちっと正確な把握を、悲惨な事件になっていないだけで、やっぱり何かね、どういうふうにそういうことを具体的に効果が上がるようなヤングケアラー、そこら辺が僕らがわかっていないところだろうと思うのですけどね。いずれにしても、数値の上で努力目標が作れるようにしたほうがいいのではないかなと。どれをヤングケアラーにこうしていけるとかという基準とかね。ちょっと、お聞きしていて、言われることはよくわかるのですが、こうしましょう、そうしましょう、こうしたら良くなります、今こういう状態です。それだけではやっぱり実りのある行政執行というか、行政の役目としてのやっぱり力不足というのが起きてくるのではないかなというふうにちょっと思ったり、軽く思うわけで、ちょっとお聞きしたのですが。以上、それに何かあれば、なかったらいいです。

○委員長（下垣内和春君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） ヤングケアラーに対する行政としてどういうふうに取り組むかということだと思います。福祉的な施策につきまして、重層的体制整備事業等でいろいろな取組を体系的に計画的に行っております。先日、令和7年の3月には重層的体制整備事業の実施計画というものも策定しておりまして、その中には目標数値までは掲載しておりませんが、こういった形で取り組むかということも計画的に策定しております。確かに状況だけではなく、どう進めていくか、そういうのは行政として必要なことだと思いますので、計画に基づいて実施して参りたいと考えております。

○委員長（下垣内和春君） よろしいですか。他に質疑はございますか。

山元委員。

○委員（山元経穂君） 最後の閉会中審査のところで言おうかと思ったのですが、今、吉田委員が言われたこの流れがあるので、これ確かにヤングケアラーの問題ってすごく大事な話で、吉田委員も指摘されたように潜在的イコールわからない、表面化しにくいということがあるのですよね。これ、やっぱりこの委員会でも一遍所管事務で、もうちょっとヤングケアラーとか、そういうことをまた勉強する機会っていうのを改めて勉強する機会と

いうのを設けたらどうかと思いますので、委員長、ご判断をまたお願いいたします。

○委員長（下垣内和春君） 他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） それでは、次の報告に移ります。担当課から説明を求めます。
健康こども未来課長。

○健康こども未来課長（住田昭徳君） それでは、資料の４ページをお開きいただければ
と思います。こども園調理業務及び放課後児童クラブ運営業務の民間委託について。この
報告案件につきましては、先般６月６日に一度皆様方にはご説明をさせていただきました。
本日の報告につきましては、その後の進捗状況等を踏まえまして、もう一度スケジュール
を載せさせていただいたものになります。

それでは、１の概要でございます。令和８年４月民間委託予定としているこども園調理
業務及び放課後児童クラブ運営業務の取組状況について報告するものでございます。

２の子ども・子育て会議の開催結果でございます。こちらのほうは開催日、出席者数と
して、令和７年６月１１日の水曜日に開催をさせていただきました。１７名中、出席者１
３人の委員にご出席をいただいております。その中で主な質問あるいは意見を列記させて
いただいております。まず、１点目のこども園の調理業務でございますが、まず質問とい
たしましては、民間委託を受託される見込み、これは業者のことですけれども、業者はあ
るのかというご質問がございました。こちらのほうにつきましては、参加いただけるもの
と考えているというふうに回答させていただいております。それから、２点目として行事
食や菜園での収穫物の調理はどうなるのか。これは食育に関しての質問でございました。
やはり、子どもたちというのは食育を通してですね、成長していく大変重要なことでござ
います。今までやっていたことにプラスですね、やはり今後業者からの提案等をいただき
ながら、引き続きやっていきたいといった答弁をさせていただいております。それから意
見といたしましては、保育連盟の給食部会にも委託業者は参画してほしいというご意見が
ございました。こちらのほうにつきましては、いわゆるこども園というのは保育士と給食
調理というふうに２本立てとなっております。こういった連携の中で行っている関係上、
やはり民間業者が入ったとしてもですね、引き続き給食という分野と保育という分野を一

体化させることによって、こども園の中でのいわゆる保育教育を進めて参りたいということで保育連盟からのほうのお話がありました。それから、学校給食の委託現状からということで、4点ほどあった内容がですね、食材、衛生面、異物混入、アレルギー対応と安全に提供されていると、食育の観点も考慮の上、献立を作成し、質の低下が見られていない、業務負担の軽減と効率化に効果がある、緊急事態や急な欠員状況等での柔軟な対応が可能であるといった、これは給食センターのほうの現状から、いわゆる民間委託になったとしても、今のところ問題はないといったような比較の話の中でお話をいただいたことになります。そういった質問、意見を踏まえまして、最終的に会長のほうでまとめられました結果としては、選定業者の問題、行事食や食育等の関係性の分断、給食の質の低下の懸念というのが一定には払拭できたということを踏まえ、民間委託の方向で賛同を得たといった締めくくりとなっております。こちらのほうがこども園の調理業務ということになります。

続きまして、次に放課後児童クラブの運営業務でございます。質問といたしましては、今の直営体制で開設時間延長やサービスの質の均一化等はできないのかというご質問がございました。民間企業は既にノウハウを持っています。我々というのがこれ直営なんですけれども、我々が導入するとなるとですね、やっぱり職員が一から調査研究をしなければならないので、そこには時間もコストもかかってしまうということで、民間のほうのノウハウを活用したいというふうに答弁させていただいております。それから、公の責任に関する認識と保護者説明についてはどのように認識をしているのかというご質問がございました。市が責任を持って指導を行い、必要に応じて改善の措置を行っていく。設置者の責任というのはあくまでも市にありますので、そういった責任は市にあるということでございます。また保護者に対しても、今後丁寧に説明をしていきますといった答弁をさせていただいております。次のページに行ってください、意見といたしましては、保護者から民間委託への意見を聞くべきであるといった意見がございました。それから、時間拡大とサービスの向上が民間委託でかなうのであれば、保護者のためになるといったご意見もございました。それから、放課後児童クラブは今、直営の他にですね、地元事業者等でやられているというところも3か所ございます。この委員の中に地元事業者の方もいらっしゃる

いましたので、その地元事業者による放課後児童クラブの現状からという形でご意見をいただいたのが、均一的にサービスの向上が一番子どものためになる。それから、障害特性に応じた専門的な教育スキルを受けた職員が必要ではないかといった意見がございました。それから、デジタル化の必要性は高い、正確な情報を共有できる安心、安全が図られるのではないかな。それから、行政がしっかりと指導しながらの民間委託であるならば、それはいいことではないかといった意見をいただいております。最終的に結果といたしまして、会長のほうから市が責任を持って指導監督をする。また、保護者へ丁寧に説明を行っていくことを踏まえ、民間委託の方向で賛同を得たという形で締めくくりをさせていただいております。

3番の今後の予定等でございます。こちらのほうも主には先般のスケジュールとほぼ変わらないのですが、6月に一度閉会中の審査、それから本日のその他報告で、そこに6月議会に補正議案の追加上程というふうに書かせていただきました。その結果等を踏まえて、もし議決をいただければという話になりますけれども、7月以降の予定として、業務の内容を書かせていただいて、令和8年4月民間委託の開始予定というふうにさせていただいております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。ただいまの説明に対して、質疑のある方はお願いいたします。

蕎麦田委員。

○委員（蕎麦田俊夫君） 放課後児童クラブの子ども・子育て会議ですか、その意見として、保護者から民間委託への意見を聞くべきとの意見があったということなんですけれども、これに対する市としての取組、担当課としての取組をどういうふうに考えておられるのか、具体的にお答えをいただきたいと思います。

○委員長（下垣内和春君） 健康こども未来課長。

○健康こども未来課長（住田昭徳君） それでは、会議で出されました保護者から民間委託の意見を聞くべきということで、市としてどのように取り組んでいくのかというご質問だろうと思います。その件につきましては、今後の予定等にも書かせていただいております。

すように保護者説明会を予定しております。その中で、保護者説明会ですから、こちらからこういった形でのといった説明もありますけれども、そこに合わせて保護者の意見は当然そこで聞いて参りたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（下垣内和春君） 蕎麦田委員。

○委員（蕎麦田俊夫君） 保護者の意見を聞くということでもありますけれども、このスケジュールを見ると、決定した後に意見を聴取することなので、ちょっと順番が逆のような感じがするのですけれども、ここではこういった形の意見聴取をされようと思っておられるのか、お伺いをいたします。

○委員長（下垣内和春君） 健康こども未来課長。

○健康こども未来課長（住田昭徳君） 予定としましては、令和7年8月以降という形でスケジュール案を組ませていただいております。その段階におきましては、当然ながら業者選定業務の開始ということがありますので、一定にはいわゆるプロポーザル等を行った後に業者を決めさせていただいて、内容等をしっかり確認できたところをもって、併せて今まで保護者のほうの、これは民間委託というわけではなかったのですけれども、サービスの拡充ということでアンケートもとらせていただきました。そこも踏まえた形で、今後こういうふうに変わっていくという形での説明をさせていただくといった形を想定しております。以上でございます。

○委員長（下垣内和春君） 蕎麦田委員。

○委員（蕎麦田俊夫君） 保護者の不安も大きいと思いますので、担当課としては、丁寧な説明、納得をいただいてですね、進めていただくように、もしも進められるのであればですね、丁寧な進め方をさせていただきますようお願いをさせていただきます。

○委員長（下垣内和春君） 健康こども未来課長。

○健康こども未来課長（住田昭徳君） 先ほどいただきました意見は大変重要だと思っております。我々といたしましても、特に放課後児童クラブにつきましては、均一的なサービスというのも当然あります。地元事業者との兼ね合いもありますが、まずやはり人っていう人配の配置を考えたときに、人をやっぱり配置する。それができるということになる、やはり一番は放課後児童クラブという場の安心、安全な場の提供というのが当然ござ

いますので、そうした場をしっかりと設けてサービスを向上させていただくということをあわせ持って、やはり皆様の不安を取り除いていきたいというふうに思っておりますので、そこは誠心誠意がんばって参りたいというふうに思います。

○委員長（下垣内和春君） 他にご質問は。

宇野委員。

○委員（宇野武則君） 現状を見れば、やむを得ないなというふうな思いもありますが、問題はプロポーザルで募集するということでもありますので、私は先般もできるだけ複数でやっぱり募集すると。こういう子どもさんでね、非常に食の多様化というのか、いろいろな問題が出てきておりますのでね、そういう高い知見を持ったような業者をやっぱり選定すると。例として、図書館でも三原は複数でいろいろ検討して業者選定している。竹原は1者でやったので、三原が撥ねたような業者に竹原は図書館を委託しているような例もありましてね。私は三原の図書館もしょっちゅう行きますが、やはり非常に成功した例だろうと思うのですがね。だから、それはできるだけ複数の業者を、やっぱり子どもにしっかり寄り添うような高い経験を持ったような業者を選定していただくようにぜひ、お願いしておきます。

○委員長（下垣内和春君） 健康こども未来課長。

○健康こども未来課長（住田昭徳君） 先ほど委員さん、おっしゃられたようにですね、非常に子どもに寄り添いながら、しっかりそこはっていう話でございます。そこは大変重要だと思います。この度の業務につきましても、価格競争ではなくプロポーザルで意見をいただきながら、やはりいろんな業者に参加をしていただいて、そこに評価項目が当然ありますので、そこで比較をしながら、より良いものを選定していくというふうに思っております。我々といたしましても、こういったプロポーザルといった手法を取るわけですから、やはり、そこには少しでも多くの企業の方に参加をしていただいて、そこで意見をいただく中で、そこには価格という評点もありますけども、それ以外に例えば会社の安定性のこともあります。それから、雇用の体系の問題もある。それから、質の考え方もあります。こういったことをトータル的に見る中で、一番はやっぱり子どもに直接、直結する業務ですので、そこは安心、安全な体制がこの業者になら任せられるというものをもって決

めて参りたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、説明員は退席いただいて結構でございます。暫時休憩いたします。

午前 11 時 08 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて、それでは次に参ります。

閉会中の継続審査の申し出であります。次回定例会までの間、当委員会に対して、集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出ると考えておりますが、その他、委員の皆様におかれまして、継続審査調査について、ご意見なりご要望はございませんか。

さっき、山元委員からヤングケアラーのことについて、今後、意見なりいろんな調査結果なり、受けていくということもございますので、それを加えさせていただきたいと思いますが、それでよろしいですか。

副委員長。

○副委員長（今田佳男君） 今日はヤングケアラーということだったのですが、相対的には孤独・孤立対策という大きな形に入ってくるので、おそらく今の話だと個別案件のところにヤングケアラーと入ってくるのだと思うのですが、そこに限らず、できれば孤独・孤立もいろんな方がおられるので、ちょっと少し間口を広げていただいたほうがいいんじゃないかと思うので、そこはちょっと委員長のほうで検討いただきたらと思います。

○委員長（下垣内和春君） わかりました。

山元委員。

○委員（山元経穂君） 今、副委員長からあったように、言いたいことはそういうことなので、全くそのとおり進めていただければと思います。

○委員長（下垣内和春君） それでは、委員長のほうでそういう形のほうで議長のほうに申し出をさせていただきたいと思いますので、よろしいですか。

○委員（吉田 基君） 何やる、あれやるにあたって、金がないまち。大変なのよ。

○委員長（下垣内和春君） 他に何かございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

ないようですので、以上をもって民生都市建設委員会を閉会いたします。

本日は大変ありがとうございました。お疲れ様でした。

午前１１時１０分 閉会